

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費支給申請書の送付先について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う施術管理者が作成する療養費支給申請書（以下「申請書」という。）については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号）の別添 1「受領委任の取扱規程」の 25 により、施術管理者は、申請書を原則として保険者等へ送付し、国民健康保険等の療養費審査委員会（以下「審査会」という。）が設置されている場合は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付することとしております。

今般、申請書の提出の利便性を鑑み、申請書の送付先について、厚生労働省のウェブページに掲示する保険者等の委任の状況と併せて掲示することといたしましたので、下記により取り扱うようお願いいたします。

記

1. 申請書の送付先の登録について

市町村（特別区を含む。）若しくは国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）における申請書の送付先について、別添の調査票により平成 31 年 4 月 1 日以降における申請書の送付先を記載のうえ、平成 31 年 3 月 15 日（金）までにご提出をお願いいたします。

また、申請書の提出の利便性を鑑み、受領委任の取扱いの有無にかかわらず、全ての市町村等における申請書の送付先について、記載をお願いいたします。

なお、別添の調査票において、送付先に国保連合会が記載されている市町村等に

については、国民健康保険中央会からの情報提供に基づき記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

2. 申請書の送付先の変更について

申請書の送付先の登録を行った後、申請書の送付先が保険者等から国保連合会になる場合等の変更がある場合は、変更が生じる1ヶ月前を目途に当課あてに変更の連絡をお願いします。

3. 申請書の送付先の公表について

申請書の送付先については、保険者等における受領委任の取扱い状況と併せて厚生労働省のウェブページに掲示いたします。

なお、掲示については、1.により登録された調査票と同じ内容を掲示し、その後は、2.による変更を反映した内容を適宜掲示することとしております。

4. その他

- (1) 都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）におかれましては、貴部局所管の市町村等に係る申請書の送付先を取りまとめのうえ、当課あて連絡をお願いします。
- (2) 貴部局所管の市町村等における委任の状況や申請書の送付先の情報について、ウェブページの掲示などによる周知にご協力をお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp